

紙類(資源ごみ)の分け方・出し方

収集は月1回



地域の不燃ごみ収集日に同じ集積所で収集します。

再生できる紙

新聞紙

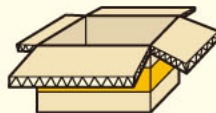


広告チラシも
一緒に出せます



二つ折りまたは
四つ折りにして
縛ってください

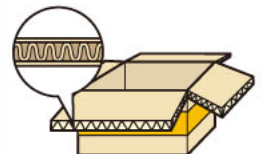
段ボール



テープや金具、配送伝票は取って、
持ち運べる大きさに縛ってください



断面が波型のものが
対象です(なければ
「その他の紙」に出
してください)



その他の紙

「新聞紙」、「段ボール」、「再生できない紙」の
どれにもあてはまらないもの

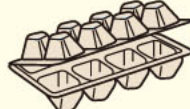
- ◆紙以外の中身は必ず取り除いてください
- ◆持ち運べる大きさに縛ってください
- ◆酒パックなどの注ぎ口(プラスチック部分)は
不燃ごみ(プラスチック容器包装類)へ



雑誌・カタログ



封筒



紙製の卵ケース



包装紙



飲料用紙パック



シュレッダー紙



食品の紙箱

※箱は開いて出してください
(内側が銀紙の場合は可燃ごみへ)

ちょっと！
一工夫！

紙袋をごみ箱の横に置いて
紙ごみが出たら入れるだけ！



防水加工の
ない紙袋



散乱しないように
縛って出す

出し方のルール 必ず守ってください

- ◆縛るひもは、できるだけ紙ひもを
お使いください。
- ◆段ボール箱に入れた状態で
出さないでください。
- ◆束ねる際にガムテープ類を
使用しないでください。



再生できない紙 ※可燃ごみとして出してください。

- ◆防水加工がしてあるもの

例：紙コップ、
ビニールコーティング
された紙袋など



- ◆素材が違うもの

例：銀紙(アルミ)、和紙、
ハードカバーの本
(カバーの裏地が布製
⇒カバー部分を除けば
その他の紙で排出可) など



- ◆窓付き封筒

(セロハン部分を除けば
その他の紙で排出可)



- ◆紙おむつ類



- ◆写真、
ノンカーボン紙
(領収書)



- ◆感熱紙
(レシート、FAX用紙)



- ◆合成紙(手で破れない紙)
油紙

- ◆アイロンプリント紙
(イラストなどを
アイロンで衣類に
貼りつけられる紙)



資源物の持ち去りは禁止されています

ごみ集積所に出された資源物の所有権は市に帰属します。

(舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第16条の2)

収集日に集積所から古紙や金属、空缶などの資源物を抜き取り、持ち去る行為は**犯罪**です！

